接合）又はこれらと同等以上の効力を有するものとして国土交通大臣の認定を受けた接合方法に、接合される鋼材がステンレス鋼であるときは高力ボルト接合若しくは溶接接合又はこれらと同等以上の効力を有するものとして国土交通大臣の認定を受けた接合方法によることができることとした。（第六七条関係）

2　鉄筋コンクリート造等の建築物等の柱に取り付けるはりの引張り鉄筋の柱に定着される部分の長さ及び構造耐力上主要な部分である柱の小径に係る規定について、国土交通大臣が定める基準に従った構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられた場合には適用しないこととした。（第七三条及び第七七条関係）

3　煙突、広告塔、高架水槽、擁壁その他これらに類する工作物で法第八八条第一項の規定により政令で指定するものから、他の法令の規定により法及びこれに基づく命令の規定による規制と同等の規制を受けるものとして国土交通大臣が指定するものを除くこととした。（第一三八条関係）

4　煙突、鉄筋コンクリート造の柱等、広告塔若しくは高架水槽等又は乗用エレベーター若しくはエスカレーターのうち国土交通大臣の認定を受けた構造方法を用いるものについては、耐久性等関係規定以外の構造耐力に係る仕様規定の適用を除外することとした。（第一三九条～第一四一条及び第一四三条関係）

5　この政令は、一部の規定を除き、平成二三年五月一日から施行することとした。

◇予算決算及び会計令の一部を改正する政令（政令第四七号）（財務省）

1　平成二二年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律（平成二二年法律第七号）第二条第二項の規定により平成二三年四月一日以後発行される公債に係る収入については、日本銀行において平成二二年度所属の歳入金として平成二三年六月三〇日まで受け入れることができることとした。（附則第一〇条関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇特別会計に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（政令第四八号）（財務省）

1　特別会計に関する法律の一部の施行に伴い、次の関係政令について所要の規定の整備を行うこととした。（第一条～第四条関係）

㈠　国有財産法施行令（昭和二三年政令第二四六号）

㈡　動産・債権譲渡登記令（平成一〇年政令第二九六号）

㈢　後見登記等に関する政令（平成一二年政令第二四号）

㈣　法務省組織令（平成一二年政令第二四八号）

2　この政令は、平成二三年四月一日から施行することとした。

◇中小企業信用保険法施行令等の一部を改正する政令（政令第四九号）（経済産業省）

一　中小企業信用保険法施行令の一部改正関係

1　普通保険及び無担保保険の範囲の上限を一・八四パーセント（手形割引特殊保証及び当座貸越し特殊保証の場合は、一・五七パーセント）、保険事故の発生率を産出することができない場合として経済産業省令で定める場合の保険料率を〇・九七パーセント（手形割引特殊保証及び当座貸越し特殊保証の場合は、〇・八二パーセント）、新事業開拓保険に係る保険料率を〇・九七パーセント、事業再生保険に係る保険料率を一・六九パーセントとすることとした。（第二条第一項関係）

2　新事業開拓保険に係る保険料率を〇・六パーセントとすることとした。（第二条第二項関係）

3　無担保保険に係る保険料率を〇・四一パーセント（手形割引特殊保証及び当座貸越し特殊保証の場合は、〇・三五パーセント）とすることとした。（第二条第三項関係）

4　普通保険及び無担保保険に係る保険料率を〇・九七パーセント（手形割引特殊保証及び当座貸越し特殊保証の場合は、〇・八二パーセント）とすることとした。（第二条第四項関係）

5　新事業開拓保険に係る保険料率を〇・六パーセントとすることとした。（第二条第五項関係）

6　新事業開拓保険に係る保険料率を一パーセントとすることとした。（第二条第六項関係）

7　無担保保険に係る保険料率を〇・四一パーセント（手形割引特殊保証及び当座貸越し特殊保証の場合は、〇・三五パーセント）とすることとした。（第三条関係）

二　中小小売商業振興法施行令の一部改正関係

無担保保険に係る保険料率を〇・四一パーセント（手形割引特殊保証及び当座貸越し特殊保証の場合は、〇・三五パーセント）とすることとした。（第一〇条関係）

三　中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律施行令の一部改正関係

無担保保険に係る保険料率を〇・四一パーセント（手形割引特殊保証及び当座貸越し特殊保証の場合は、〇・三五パーセント）とすることとした。（第三条関係）

四　地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律第六条第三項の率を定める政令の一部改正関係

無担保保険に係る保険料率を〇・四一パーセント（手形割引特殊保証及び当座貸越し特殊保証の場合は、〇・三五パーセント）とすることとした。（本則関係）

五　中心市街地の活性化に関する法律施行令の一部改正関係

無担保保険に係る保険料率を〇・四一パーセント（手形割引特殊保証及び当座貸越し特殊保証の場合は、〇・三五パーセント）とすることとした。（第一一条関係）

六　中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律施行令の一部改正関係

無担保保険に係る保険料率を〇・四一パーセント（手形割引特殊保証及び当座貸越し特殊保証の場合は、〇・三五パーセント）とすることとした。（第八条関係）

七　流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律施行令の一部改正関係

無担保保険に係る保険料率を〇・四一パーセント（手形割引特殊保証及び当座貸越し特殊保証の場合は、〇・三五パーセント）とすることとした。（第四条関係）

八　中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律施行令の一部改正関係

無担保保険に係る保険料率を〇・四一パーセント（手形割引特殊保証及び当座貸越し特殊保証の場合は、〇・三五パーセント）とすることとした。（第二条関係）

九　企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律施行令の一部改正関係

無担保保険に係る保険料率を〇・四一パーセント（手形割引特殊保証及び当座貸越し特殊保証の場合は、〇・三五パーセント）とすることとした。（第二条関係）

一〇　中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律施行令の一部改正関係

無担保保険に係る保険料率を〇・四一パーセント（手形割引特殊保証及び当座貸越し特殊保証の場合は、〇・三五パーセント）とすることとした。（第二条関係）

一一　中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律施行令の一部改正関係

無担保保険に係る保険料率を〇・四一パーセント（手形割引特殊保証及び当座貸越し特殊保証の場合は、〇・三五パーセント）とすることとした。（第二条関係）

一二　商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律施行令の一部改正関係

無担保保険に係る保険料率を〇・四一パーセント（手形割引特殊保証及び当座貸越し特殊保証の場合は、〇・三五パーセント）とすることとした。（第二条関係）

一三　産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法施行令の一部改正関係

1　無担保保険に係る保険料率を〇・四一パーセント（手形割引特殊保証及び当座貸越し特殊保証の場合は、〇・三五パーセント）とすることとした。（第八条関係）

2　普通保険及び無担保保険に係る保険料率を一・六九パーセント（手形割引特殊保証及び当座貸越し特殊保証の場合は、一・四四パーセント）とすることとした。（第一〇条関係）

一四　施行期日

この政令は、平成二三年四月一日から施行することとした。
